

【別紙】

水素エネルギーの社会実装化に向けた水素燃料電池船の活用事業に関する基本協定書

東京都（以下「甲」という。）と岩谷産業株式会社（以下「乙」という。）は、水素社会の実現に向けて、乙が提供する水素燃料電池船を活用する事業（以下「本事業」という。）を共同で実施するに当たり、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、水素エネルギーの社会実装化に向けて甲及び乙が協力関係を構築し、本事業を連携して実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（連携して実施する取組）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項に関する取組について、連携し、相互に協力するものとする。

- （1）水素燃料電池船を東京港で運航する事業に関する事項
- （2）本事業を通じた、水素燃料や水素燃料電池船の有用性、東京港の役割等のPR活動に関する事項
- （3）本事業による環境学習イベントや国際的なイベント等での乗船機会の提供に関する事項

2 前項の実施に当たって必要となる詳細事項については、今後誠実に協議を行い定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組において知った相手方（以下「開示者」という。）の秘密情報（書面、口頭その他の方法を問わず、開示者が秘密である旨を明示して開示した情報をいう。）を、法令の定めによる場合を除き、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、開示者の書面による事前承諾なしに、第三者に開示・漏洩又は本協定に定める以外の目的のために使用してはならない。

（有効期間）

第4条 本協定は、本協定締結の日から発効し、東京港における水素燃料電池船の運航開始の日が属する年度の3月31日まで有効とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面による特段の申出を行わないときは同一条件にて本協定を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度、
甲乙協議の上、書面による合意により変更を行うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈等に疑義が生じた場合には、関係法令
等を踏まえ、誠意をもって甲乙協議の上、取り決めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各1通を保有する。

令和7年10月16日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

東京都知事 小池 百合子

大阪市中央区本町三丁目6番4号

乙 岩谷産業株式会社

代表取締役会長（兼）CEO 牧野 明次